

令和 5 年度包括外部監査の結果に係る措置状況について

令和 5 年 12 月 20 日付け神奈川県監査委員公表第 25 号で公表している令和 5 年度包括外部監査の結果について、神奈川県知事から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとして、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定による通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和 6 年 10 月 16 日

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	吉 川 知 恵 子
同	中 家 華 江
同	加 藤 元 弥
同	青 山 圭 一

産業労働局の事業に関する財務事務の執行について
 公益財団法人神奈川産業振興センター（財政的援助団体）

令和 5 年度包括外部監査結果報告書（令和 5 年 12 月 20 日付け神奈川県監査委員公表第 25 号で公表）記載の「指摘事項」 4 項目全てについて、令和 6 年 10 月 15 日付けで、次のとおり講じた措置の通知があった。

1 令和 5 年度包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置状況

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容	所管室課
<p>1 神奈川県立かながわ労働プラザの実績報告書の公表について</p> <p>神奈川県立かながわ労働プラザ指定管理者募集要項において、県と指定管理者は、毎年度の実績報告書及び事業計画書等をそれぞれのホームページに掲載し、住民への周知に努めるべきこととされている。</p> <p>しかしながら、県のホームページには、平成 30 年度以降の実績報告書は掲載されておらず、また、指定管理者が作成する神奈川県立かながわ労働プラザのホームページには、定性情報を中心とした令和 3 年度の実績報告書が公表されているのみであり、令和 2 年度以前の情報も開示されていない。</p> <p>この点、利用者満足度調査結果は客観性の高い情報であること、収支決算状況は過去情報ではあるものの実績評価及び将来予測を実施するにあたり最も重要な情報の一つであることから、広く公表すべき性質の情報である。しかも、これらの情報は経年比較することによって意味をなす類のものである。したがって、県及び指定管理者である労働福祉協会は、相互に協力して、定性情報のみならず、どのくらいの期間の情報をどの程度まで公表すべきか早急に議論するなどして、県民への周知の充実を図られ</p>	<p>どのくらいの期間の情報をどの程度まで公表すべきか、指定管理に係る情報の公開範囲について検討を行った結果、現行の指定管理期間の開始年度以降について、周知の充実を図っていくこととし、次の対応を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者が作成する神奈川県立かながわ労働プラザのホームページに、現行の指定管理期間である令和 3 年度以降の「事業計画書」、「業務実績報告書」及び「収支決算書」を掲載することとし、これまで掲載されていなかった資料を掲載した。 県ホームページには、「神奈川県立かながわ労働プラザ第 4 期指定管理者の事業計画書等」のページを作成し、令和 3 年度以降の「業務実績報告」、「収支決算 	<p>雇用労政課</p>

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
<p>たい。</p> <p>加えて、県は公表すべき情報が適時適切に公表されているかどうかをしっかりと確認することができるよう体制を強化されたい。</p> <p>（令和5年度包括外部監査結果報告書P177）</p>	<p>書」及び「満足度調査」を掲載した。</p> <p>公表すべき情報が適時適切に公表されているかの確認については、毎年度の各資料の県ホームページへの掲載及び指定管理者のホームページの掲載確認について、年間予定として課内で共有し、担当以外も把握することで、確実に実施できるような体制とした。</p>	
<p>2 神奈川県立かながわ労働プラザの持続可能性について</p> <p>神奈川県立かながわ労働プラザにおける指定管理者の収支決算状況の推移を見ると、令和元年度から4期連続で赤字の状況である。</p> <p>この点、県は必要に応じて指定管理者との間で、指定管理業務の範囲や指定管理料等の変更を協議するなど県の指定管理者制度の指針に則って運用していると主張するが、指定管理者の経費の節減を自助努力ではどうにもならない水準で推移している。このような状況にも関わらず、現在の指定管理者が当該業務を維持できるのは、他の事業で得られた利益で補填しているからに他ならない。</p> <p>神奈川県立かながわ労働プラザという公の施設の指定管理事業単独で考えた場合には、施設運営の持続可能性に大きな問題がある可能性が高く、また、指定管理者選定の際に適切な競争原理が働いていない可能性も示唆している。</p> <p>したがって、県は指定管理者選定にあたって競争原理が適切に確保できているかどうか改めて確認するとともに、指定管理料が適正な水準となるよう努められたい。</p> <p>（令和5年度包括外部監査結果報告書P181）</p>	<p>令和5年度の指定管理料については、公募時の積算で想定していないコロナ禍による会議室の利用料金収入の減少は社会情勢の変化によるものであるとし、収入減少分（令和5年度の収入予測値とコロナ禍前の収入の平均の差額等）の補填を行うとともに、令和5年度分の納付金を全額免除することとした。</p> <p>令和6年度及び令和7年度については、社会情勢の変化による影響及び全庁の方向性を踏まえ、必要に応じて年度中に随時、納付金及び指定管理料について調整を行っていく方向で検討している。</p> <p>当該施設を指定管理施設として継続することとなった場合の、令和8年度からの次期指定管理期間の指定管理料については、令和6年8月から指定管理に関する積算価格調整を行っており、収入及び支出の積算が適切になるよう検討を進めている。</p> <p>今期の公募時には他に1社の応募があったことから、指定管理者選定にあたって競争原理は一定程度、確保されていたと考えるが、現行の指定管理期間では支出に対して収入が大幅に低い水準で推移したことを踏まえ、次期の指定管理者の選定にあたっては、適正な公募となるよう、指定管理料の適切な水準での設定を含めた募集条件等の見直しを検討していく。</p>	<p>雇用労政課</p>

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
<p>3 雇用労政課及び出先機関における備品等の管理状況の見直しについて</p> <p>雇用労政課は、出先機関を含めると1,700超の備品等を管理しているが、これらの備品等の中には、物理的に使用しない備品等も数多く含まれているものと考えられる。行政サービスを広く提供するにあたって、様々な備品が必要になることは理解できるものの、備品等の数が多くなればなるほど、管理コストも比例的に発生する。</p> <p>したがって、自らの管理可能な備品等の範囲を把握し、備品等の良好な管理を徹底するとともに、財務規則第174条の規定に従い、使用する必要のない物品等については不用の決定をすることとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書P188)</p>	<p>今後は備品等の良好な管理を徹底し、使用する必要のない物品等については、精査の上、令和6年度中に不用決定のうえ、廃棄処分とする。</p>	<p>雇用労政課</p>
<p>4 神奈川県立東部総合職業技術校の未納授業料の回収について</p> <p>東部校においては、平成29年10月5日に発生した授業料19,800円の未納について、財務規則第66条に基づく督促状、催告書の発行に併せて、臨戸訪問を行っている。それでも納付がなされなかったため、支払督促申立を行い、令和3年4月13日には仮執行宣言付支払督促正本の送達を確認できたのであるが、そこまでに3年半もの時間を要している。</p> <p>授業料は東部校の収入であり、その収入を用いて管理運営していることを鑑みれば、仮執行宣言付支払督促正本の送達を確認でき、強制執行の手続を実施できるのであるから、令和5年8月末時点で2年以上未実施の状態を続けることなく、直ちに実行することとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書P221)</p>	<p>強制執行を直ちに実行するため、令和5年11月20日付けで強制執行予告通知書を該当者宛てに送付したところ、令和6年1月22日、本人から納付の申し出があり、同日、未納額19,800円が納付された。</p>	<p>産業人材課</p>

(注) 「監査の結果(指摘事項)」欄について、指摘事項の内容は、神奈川県知事からの通知の通りに記載している。